

# 公文書の管理・県政情報の 公開等の推進について

作成年月日	令和 6 年 5 月 16 日
作成部局名	総務部法務文書課

# 目次

1	公文書管理の状況について	
(1)	公文書等の管理に関する条例の概要等	03
(2)	公文書管理委員会の運営	04
(3)	公文書の管理における電子化の推進	05
2	情報公開及び個人情報開示の運用状況について	
(1)	情報公開の状況	06
(2)	個人情報開示の状況	07
(3)	情報公開・個人情報保護審議会の運営	08

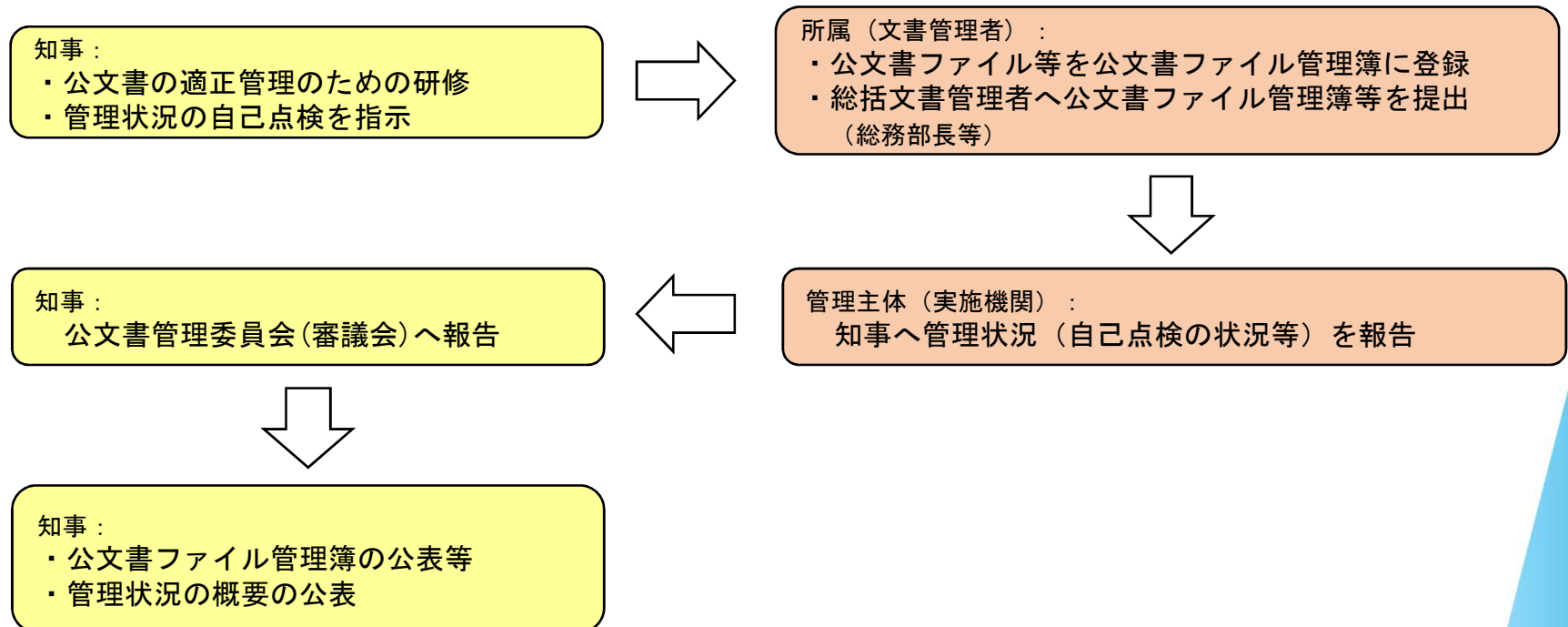
# 1 公文書管理の状況について

## (1) 公文書等の管理に関する条例の概要等

### ア 公文書等の管理に関する条例の概要

公文書の管理主体・対象文書	義務の内容
<p>&lt;管理主体&gt; 知事、教育委員会、警察本部長、公営企業管理者、病院事業管理者など14の実施機関</p> <p>&lt;対象文書&gt; 公文書 対象外 歴史文書等の一般的利用を目的として保有するもの 公報、白書等</p>	<p>①意思形成過程に係る文書等の作成 ②整理 ③保存 ④公文書ファイル管理簿の作成・公表 ⑤保存期間満了後の措置 ⑥管理状況の知事への報告・知事による概要の公表</p>

### イ 公文書の適正管理の取組



# 1 公文書管理の状況について

## (2) 公文書管理委員会の運営

### ア 委員会の概要

公文書の適正な管理に関する事項（知事の公文書管理指針の策定・変更等）を調査審議

### イ 委員構成・任期

公文書の管理について知識経験を有する者（大学教授（行政法、情報セキュリティ）、弁護士、マスコミ関係者、情報通信事業者、行政経験者）で、任期は2年（R5.12.1～R7.11.30）

### ウ 開催状況

年度	開催回数	主な審議等事項
R4年度	3回	公文書等の管理状況（R3年度） 公文書管理指針の一部改正案の審議
R5年度	1回	公文書等の管理状況（R4年度）

※ 毎年度9～10月頃に開催し、公文書等の管理状況を報告  
※ 公文書管理指針の変更等必要な場合に適宜開催

### エ 主な報告内容（公文書等の管理状況）

- ① 公文書ファイル等の保有状況
- ② 公文書ファイル等の紛失・誤廃棄等の状況
- ③ 点検・研修の実施状況

#### （参考）公文書ファイル等の保有状況【R4年度】

	所属数	公文書 ファイル等数	保存媒体			保存期間満了時の措置		
			紙	電子	複合	移管	廃棄	未設定
合計	589	801,716	757,045	13,716	30,955	7,048	744,340	50,328

# 1 公文書管理の状況について

## (3) 公文書の管理における電子化の推進

### ア 文書管理システムによる電子決裁の更なる推進

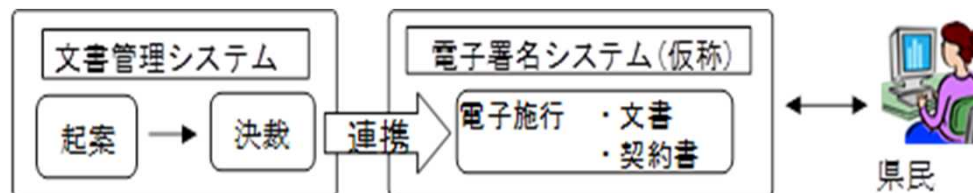
- ① 所属別の電子決裁率を掲示板に毎月掲載し、取組を促進
- ② 文書管理システム操作研修を毎年度実施（【R5年度】新任職員等：168人、文書主任：76人）  
※ 職員用掲示板にも研修動画を掲示の予定
- ③ 職員アンケートを実施し、システムの機能向上を推進

R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
12.7%	32.6%	36.7%	60.9%

### イ 電子公印の導入

文書管理システムに電子公印機能を付加〔R 6 年 7 月本格運用〕

⇒ 文書の起案、決裁、施行、保存を一貫して電子で行うことが可能に



### ウ 既存紙資料のデータ化の推進

- ① スキャン室の整備（R6年7月稼働予定）による作業の効率化、文書管理システムのセキュリティ強化（R6年度稼働）による電子文書の真正性の確保等で電子化を促進
- ② 非定型文書・大量文書等は必要性を厳選して、外部委託での電子化を実施

## 2 情報公開及び個人情報開示の状況について

### (1) 情報公開の状況

県民の県政への参加を促進し、公正で透明な県政の実現を図ることを目的として、公開請求に基づく「公文書の公開」と任意に県政情報を県民の利用に供する「情報提供」により、情報公開制度を運用する。

- ・「公文書の公開」は、個人情報など条例上の非公開事由に該当する場合を除き、公開を原則としている。
  - ・「情報提供」は、自主的・能動的に、又は県民の求めに応じて任意に県政情報を県民の利用に供している。
- [県民情報センター：本庁1、地域9設置 ※主な提供資料：県公報、統計書、法人決算書、各種行政計画、県刊行物等]

[全体の状況]

区分 年度	情報公開請求の処理状況						県政情報の提供	
	請求者数	請求件数	全部公開	部分公開	非公開	取下げ	対応人数	対応件数
3	1,294	2,902	1,335	857	330	380	6,552	6,539
4	1,198	3,450	1,151	1,082	649	568	5,212	5,209
5	<b>1,056</b>	<b>3,075</b>	<b>857</b>	<b>1,412</b>	<b>298</b>	<b>508</b>	<b>4,499</b>	<b>4,504</b>

[実施機関別の請求件数]

区分 年度	知事部局	公営企業 管理者	病院事業 管理者	警察本部長	教育委員会	その他 行政委員会	兵庫県公立 大学法人	地方三公社
3	2,067	24	31	341	148	174	1	116
4	2,331	21	48	477	185	260	1	127
5	<b>2,362</b>	<b>20</b>	<b>46</b>	<b>338</b>	<b>142</b>	<b>91</b>	<b>1</b>	<b>75</b>

[情報公開請求件数の多かったもの]

- ・金額入設計書（土木・まちづくり部） R5：470件 [15.3%] R4：544件 [15.8%] R3：230件 [ 7.9%]
- ・訓戒、懲戒処分台帳（警察本部長） R5：195件 [ 6.3%] R4：194件 [ 5.6%] R3：159件 [ 5.5%]
- ・特定地方機関の事務手続書類（保健医療部） R5：102件 [ 3.3%] R4：41件 [ 1.2%] R3：84件 [ 2.9%]
- ・政治資金収支報告書（選挙管理委員会） R5：81件 [ 2.6%] R4：219件 [ 6.3%] R3：26件 [ 0.9%]

## 2 情報公開及び個人情報開示の状況について

### (2) 個人情報開示の状況

個人情報の権利利益の保護と個人情報の適正かつ効果的な取扱いを目的として、個人情報保護法に基づくルールのもと、開示、訂正及び利用停止の請求等の手続を運用している。

[開示・提供の状況]

区分 年度	個人情報開示請求の処理状況						口頭による本人への提供	
	請求者数	請求件数	開示	部分開示	不開示	取下げ	対象試験数	提供件数
3	929	5,081	4,192	827	51	11	40	11,316
4	857	4,364	3,749	550	64	1	43	11,629
5	<b>808</b>	<b>4,548</b>	<b>3,782</b>	<b>678</b>	<b>46</b>	<b>6</b>	<b>42</b>	<b>11,914</b>

[実施機関別の請求件数]

区分 年度	知事部局	公営企業 管理者	病院事業 管理者	県警本部長	教育委員会	公安委員会	その他 行政委員会	兵庫県公立 大学法人
3	266	0	3,955	792	22	40	5	1
4	214	0	3,602	495	39	1	8	5
5	<b>116</b>	<b>0</b>	<b>3,830</b>	<b>540</b>	<b>49</b>	<b>0</b>	<b>7</b>	<b>3</b>

[開示請求件数の多かったもの]

・ 診療記録（病院事業管理者）	R5：3,830件[84.2%]	R4：3,601件[82.5%]	R3：3,955件[77.8%]
・ 各種相談記録（警察本部長）	R5：540件[11.9%]	R4：495件[11.3%]	R3：792件[15.6%]
・ 特定地方機関の相談記録（福祉部）	R5：42件[0.9%]	R4：70件[1.6%]	R3：25件[0.5%]
・ 教員採用試験の結果（教育委員会）	R5：19件[0.4%]	R4：25件[0.6%]	R3：25件[0.5%]

[訂正請求件数]	R5：3件（知事1件、病院1件、県警1件）	R4：1件（県警）	R3：1件（県警）
[利用停止請求件数]	R5：0件	R4：0件	R3：0件

## 2 情報公開及び個人情報開示の状況について

### (3) 情報公開・個人情報保護審議会の運営

公文書の公開請求、個人情報の開示請求等に対する決定に係る審査請求のほか、特定個人情報保護評価への意見等について調査審議する。

委員 10名（学識者、弁護士、マスコミ関係者、情報通信事業者、行政経験者）  
任期 2年間（令和4年11月1日から令和6年10月31日まで）

[開催状況]

第1部会	R5 : 11回	R4 : 11回	R3 : 6回
第2部会	R5 : 10回	R4 : 10回	R3 : 8回
全体会	R5 : 0回	R4 : 2回	R3 : 0回

※ 通常は5名による各部会で審議し、重要事項は10名による全体会で審議

[諮問の審議状況]

区分	情報公開				個人情報			
	(内 訳)			答申 件数	(内 訳)			答申 件数
	諮問 件数	前年度 繰越分	年度内 諮問分		諮問 件数	前年度 繰越分	年度内 諮問分	
3	9	1	8	7	10	1	※2 9	0
4	11	1	9	※1 6	17	10	7	※3 8
5	13	5	8	※4 12	17	7	10	11

- ※1 諮問2案件を併合し答申1件として計上したものを含む。
- ※2 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う条例等の整備に係るものを含む。
- ※3 諮問3案件を併合し、答申1件として計上したものを含む。
- ※4 諮問1案件について答申5件として計上したものを含む。